

【快適な農村空間の形成】

～農地・水・環境保全向上対策 県中方部活動組織研修会～

【農地・水・環境保全向上対策とは】

食料・農業・農村基本法 第三条（多面的機能の発揮）によれば、
「国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面的に渡る機能については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない」と明記されている。

この主旨を具体的に事業に反映させるため、当事業は平成19年度に創設された。
内容としては、

農地・農業用水などの資源は、食料の安定供給や農業の多面的機能を発揮させるための基盤となる社会共通資本であるが、これらの資源は、農村の過疎化・高齢化・混住化の進行による集落機能の低下により、適切な保全管理が困難となってきた。この状況に対応するため、地域の農業者だけでなく、地域住民や都市住民も含めた多様な主体の参画を得て、これらの資源の適切な保全管理を行うとともに、農村環境の保全等にも役立つ地域共同の効果の高い共同活動に、国・県・市町村が支援を行うものである。

この事業は、地域の活動組織が「規約」「活動計画」を作成し、市町村と協定を結び、農道の草刈、敷砂利、水路の清掃等、施設の維持や、農村景観を守る花木の植栽等の地域活動に対して交付金が支給される仕組みである。

さらに、高度な取組みを行う組織には「促進費」が、環境に優しい農業に積極的取組みを行う組織には「営農活動支援」が追加で受けられる。

平成20年度現在、県中管内では11市町村、148組織が9,930haの農地を対象として地域活動を行っている。

【平成20年度県中方部活動組織研修会】

平成20年12月2日（火）県農業総合センターにおいて開催された。
管内11市町村、95組織が研修会に参加し、熱心に各担当講師からの説明に聞き入っていた。研修内容は下記のとおりであり、

- (1) 第1回中間指導確認結果について
- (2) 施設の点検、診断、補修方法について
- (3) 水質調査の方法について
- (4) 実績報告時の留意点について

より充実した今後の活動に向けた計画の、効率的且つ円滑な実施方法に対し、大いに理解を深めていた。



県中の方部研修会開催しました



水質調査の解説



水路目地詰めの実演

【県農地・水・環境保全地域協議会による優良組織の表彰式】

平成21年3月8日（日）に県土地改良事業団体連合会において開催された。

表彰対象としては、

- ① 平成19年度優良活動組織
- ② 「ふくしまむらの輝き2008」写真・絵画コンテスト及びキャラクター・愛称募集 となっている。

なお、県中農林事務所管内では、平成19年度優良活動組織で、日和田町宮下ふるさと会（郡山市）と湯沢地区環境保全組合（小野町）が「農村環境向上活動部門」で受賞した。